

徳島県個人情報保護審査会答申第67号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年7月7日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○. ○月○日南部総合県民局で○○○と私とが土地改良法36条に関する及び○／○の○○○議事録で協議した資料含む（別紙付添）（南部産業交流部（阿南））」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年7月19日、実施機関は、請求に係る保有個人情報については、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年7月20日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月6日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

H○年○月○日（付け○○○）の書類をH○年○月○日の協議したとき県から資料提供を受けている。国が指導・監督する官庁が、県に指導したものであり、無いとす

る拒否決定は可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報について、平成〇年〇月〇日に南部総合県民局で南部総合県民局産業交流部（阿南）（以下「産業交流部（阿南）」という。）の担当者と審査請求人が〇〇〇土地改良区に関する件（土地改良法第36条及び〇月〇日の〇〇〇議事録）で話した内容を記録した文書及びその際に使用した資料と特定した。

話した内容については、以前より何度も審査請求人から話があり、そのたびに同じ回答をしているため、担当者は、書類を作成する必要はないと考え、上司に口頭による報告を行ったのみであるため、作成した事実はないことから存在しない。

また、審査請求人は、審査請求書で「H〇年〇月〇日の協議したとき県から資料提供を受けている。」と主張しているが、平成〇年〇月〇日の対応時には、特に資料は用いておらず、審査請求人から資料も提出されていないため、その際に使用した資料についても、存在しない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報を保有していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に南部総合県民局で産業交流部（阿南）の担当者と審査請求人が〇〇〇土地改良区に関する件で話した内容を記録した文書及び資料と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

実施機関の説明によると、産業交流部（阿南）において、平成〇年〇月〇日に、審査請求人から〇〇〇土地改良区に関する件で話があり、産業交流部（阿南）の担当者が対応したが、上司に口頭による報告を行ったのみであり、対応内容を記録した書類については、作成していないとのことである。

実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応の記録及び協議内容の報告自体

は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成する義務はなく、話した内容を記録した文書を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はない。

審査請求人は、「H〇年〇月〇日（付け〇〇〇）の書類をH〇年〇月〇日の協議したとき県から資料提供受けている。」と主張しているが、本件請求については、同年〇月〇日の対応に係るものであり、実施機関の説明によると、同日の対応時には、特に資料は用いず、審査請求人から資料も提出されていないとのことである。

前記のとおり、対応内容を記録した書類についても作成しておらず、資料の存在を推認させる事情も認められないことから、資料についても不存在であるとの実施機関の説明に、特段、不自然な点はない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 3月 6日	諮 問
11月30日	審 議（第96回審査会）
平成30年 1月11日	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議（第97回審査会）
3月19日	審 議（第99回審査会）

徳島県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	会 長
坂 田 美 佐	税理士	
末 吉 江 衣	弁護士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	

松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者
---------	-------------	---------